

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!

栗原圏

- 北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター
0228-23-5700

大崎圏

- 北部地方振興事務所
県民サービスセンター
0229-22-5700
- 仙台弁護士会
古川法律相談センター
0229-22-4611

登米圏

- 気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
0226-22-7000
- 仙台弁護士会
気仙沼法律相談センター
0226-22-8222

石巻圏

- 宮城県消費生活センター
022-261-5161
- 仙台弁護士会
法律相談センター
022-223-2383
- 東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター
0220-22-5700
- 仙台弁護士会
登米法律相談センター
0220-52-2348

仙台圏

- 東部地方振興事務所
県民サービスセンター
0225-93-5700
- 仙台弁護士会
石巻法律相談センター
0225-23-5451

仙南圏

- 大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
0224-52-5700
- 仙台弁護士会
県南法律相談センター
0224-52-5898

気仙沼・本吉圏

相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆オンラインゲームで高額請求！利用する前に理解することが大切です
- ◆知っておこう！消費生活知識 ～賢いカードライフのために～
- ◆「平成29年度金融・経済講演会」開催！
- ◆年末年始の消費生活センター相談受付体制について



オンラインゲームで高額請求！利用する前に理解することが大切です

小学生など未成年者によるオンラインゲームの課金に関するトラブルが後を絶ちません。県消費生活センターに今年度寄せられた相談では、平均で30万円以上、最高で約150万円もの請求があったものもあります。

子どもは大人が想像する以上に、スマートフォンなどを簡単に操作してしまうことがあります。トラブルに巻き込まれないよう、十分注意が必要です。



相談事例



クレジットカード会社から連絡があり、28万円もの高額な請求があることがわかった。小学生の息子がオンラインゲームで有料コインを購入したらしい。以前に、オンラインゲームの登録に700円が必要だと頼まれ、決済のため母親のクレジットカード番号を入力した。その後は登録されたクレジットカード番号で有料アイテムを次々に買ったようだ。

★アドバイス★

- クレジット決済のために親が入力したクレジットカード番号の情報が登録されていて、子どもが自分で番号を入力しなくても、オンラインゲームに課金が出来てしまうケースなどが見られます。クレジットカード番号の管理には十分注意しましょう。
- 通信契約していないスマートフォンでも、自宅や飲食店のWi-Fi（無線LAN）経由でインターネットにつながり、簡単にクレジット決済できてしまうことがあります。子どもが予測できないパスワードを設定するなど、対策を講じましょう。
- オンラインゲームは料金体系や決済方法が多様化しています。周りの大人はオンラインゲームの仕組みについて理解し、ゲーム機のペアレンタルコントロール機能を使って使用を制限したり、ゲームの遊び方やルールについて、子どもと話し合い、決めておくようにしましょう。
- 困ったときはお住まいの地域の消費生活相談窓口へご相談ください。

知っておこう！消費生活知識 ～賢いカードライフのために～

私たちの周りには様々な種類のカードが存在し、現金を持ち歩かなくても買い物などを行うことができます。

しかし、便利である一方、使い方を間違えると借金を抱えてしまう可能性があります。

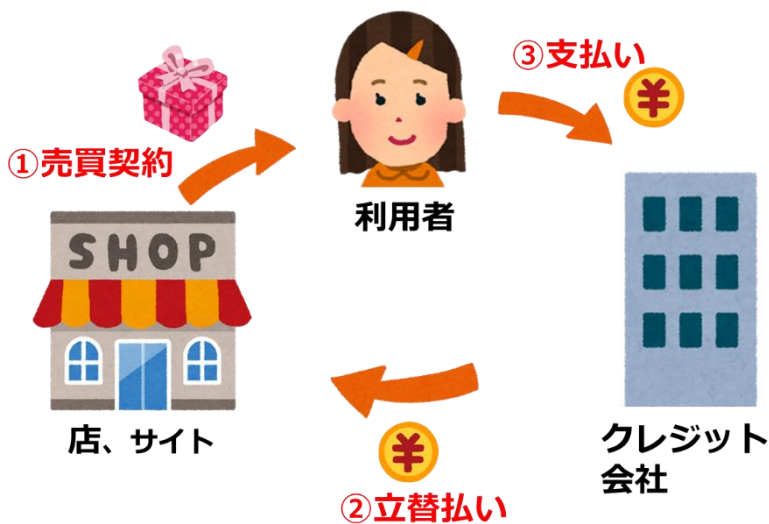
どのようなカードがあるの？

用途	種類	支払方法	特徴
代金の支払い	プリペイドカード	前払い	前払いした分だけ利用出来るカード。 例：図書カード、QUOカード、iTunesカード、Amazonギフト券、iTunesカード
	電子マネーカード	前払い 後払い	お金の価値をデータ化して蓄積したカード。前払いはチャージが、後払いはクレジット契約が必要。 例：icsca、Suica、nanaco、WAON、QUICPay
	デビットカード	即時払い	代金が預金口座から即時に引き落とされるカード。
	クレジットカード	後払い (下記参照)	代金をクレジット会社に立て替えてもらい、あとで代金を支払うカード。 お金を借りることもできる。(キャッシング)
引き出し 現金の	キャッシュカード	—	金融機関が預金者に発行するカード。 印鑑、通帳がなくても入出金が可能。
	ローンカード	後払い (リボ払い)	銀行などから現金を借り入れるためのカード。 返済方法はリボ払いが一般的。

クレジットカードで買い物ができるわけ

クレジット (credit) とは、「信用」という意味です。そして、私たちの個人情報をもとに発行されるカードがクレジットカードです。クレジットカードを提示することで、商品やサービスを先に受け取り、その代金を後で支払うことができます。

つまり、クレジットカードで買い物することは、クレジット会社に借金することと同じなのです。



★クレジットカードの代表的な支払い方式

翌月一括（1回）払い	商品等を購入した翌月に一括して支払う。手数料なし。
分割払い	購入する商品毎に支払回数、月々の支払額を決めて支払う。利用金額、支払回数に応じた手数料がかかる。
リボルビング払い	月々の支払金額を一定額、または一定率に決めておき、支払っていく方式。手数料がかかる。

借金には利息がつく！！

分割払いやリボルビング払いには、年10%台の高い手数料（利息）がつきます。クレジットカードでの買い物は借金！忘れてはいけません。



参加
無料

「平成29年度金融・経済講演会」開催！

■講演「数字で考えるありのままの日本」



●講師

ライフネット生命保険株式会社創業者
立命館アジア太平洋大学学長（平成30年1月就任予定）

でぐち はる あき
出口 治明 氏

●講師プロフィール

1948年三重県生まれ。京都大学を卒業後、1972年に日本生命保険相互会社に入社。2006年に退職し、生命保険準備会社を設立。2008年にライフネット生命保険株式会社を開業。2013年には代表取締役会長に就任。2017年6月からは創業者としてライフネット生命の広報活動・若手育成に従事する。2018年1月1日より立命館アジア太平洋大学（大分県別府市）の学長に就任。同大で初めてとなる学長候補者の公募を経て選任された。

主な著書：「生命保険入門 新版」（岩波書店）、「直球勝負の会社」（ダイヤモンド社）、「『働き方』の教科書」（新潮社）、
「人生を面白くする 本物の教養」（幻冬舎新書）、「仕事に効く教養としての『世界史』I・II」（祥伝社） など

■セミナー「iDeCo とつみたて NISA で実践！ ～ライフプランに基づく資産形成～」

●講師 CFP® NPO 法人日本FP協会宮城支部会員 林 正夫

■日時 平成30年1月27日（土） 13：30～16：10（開場 13：00）

■会場 トラストシティカンファレンス・仙台 Room2・3・4

（仙台市青葉区一番町 1-9-1 仙台トラストタワー5階）

■定員 200名（申込先着順） ※定員になり次第、締め切らせていただきます。

■締切 平成30年1月25日（木）必着 電話またはFAX

■お申込み・お問い合わせ先

宮城県金融広報委員会

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部消費生活・文化課内

TEL 022-211-2523

FAX 022-211-2592



年末年始の消費生活センター相談受付体制について

年末年始の消費生活センターの相談受付日は下表のとおりです。

日	月	火	水	木	金	土
12/24	25	26	27	28	29	30
31	1/1	2	3	4	5	6

★ 相談時間 ★

- ・印なし：9時～17時
- ・○印：9時～16時
- ・×印：休み

